

# 気象業務法及び水防法の改正 に伴い変更する県の水防計画

---

静岡県交通基盤部  
河川砂防局土木防災課



## ＜令和7年度静岡県水防協議会の主な審議事項＞

気象業務法及び水防法改正に伴い変更する県の水防計画

- (1) 防災気象情報の体系整理
- (2) 氾濫等の通報制度の創設

# 法改正の主な変更点

## (1) 防災気象情報の体系整理

### <主な変更点>

- ① 洪水警報・注意報は廃止。大雨に関する情報に統合
- ② レベル4相当として「危険警報」を新設（全4分類）
- ③ 洪水予報河川を対象に「レベル5氾濫特別警報」が新設。この特別警報の発表にあたっては、「氾濫通報制度」が創設された。
- ④ 全情報名称にレベルの数字を付記。
- ⑤ レベル2＝注意報、レベル3＝警報と統一的名称体系に整理。

<現在の防災気象情報>				
警戒レベル	河川氾濫 (河川ごと) 一級河川など 大河川の氾濫	大雨(浸水) (市町村ごと) 低地の浸水や大 河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ 崩れや土石流	高潮 海面の上昇や 波の打上げによ る浸水
5相当	氾濫発生情報	大雨 <b>特別警報</b> (浸水害)	大雨 <b>特別警報</b> (土砂災害)	高潮氾濫発生 情報
4相当	氾濫危険情報	(なし)	土砂災害警戒 情報	高潮 <b>特別警報</b> 高潮 <b>警報</b>
3相当	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報 (土砂災害)	警報に切り替える 可能性が高い 高潮 <b>注意報</b>
2相当	氾濫注意情報	洪水注意報/ 大雨注意報	大雨注意報	高潮 <b>注意報</b>

<新たな防災気象情報>			
河川氾濫(河川) 一級河川など 大河川の氾濫	大雨(浸水) 低地や大河川 以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ 崩れや土石流	高潮 海面の上昇や 波の打上げによ る浸水
<b>レベル5</b> 氾濫 <b>特別警報</b>	<b>レベル5</b> 大雨 <b>特別警報</b>	<b>レベル5</b> 土砂災害 <b>特別警報</b>	<b>レベル5</b> 高潮 <b>特別警報</b>
<b>レベル4</b> 氾濫 <b>危険警報</b>	<b>レベル4</b> 大雨 <b>危険警報</b>	<b>レベル4</b> 土砂災害 <b>危険警報</b>	<b>レベル4</b> 高潮 <b>危険警報</b>
<b>レベル3</b> 氾濫 <b>警報</b>	<b>レベル3</b> 大雨 <b>警報</b>	<b>レベル3</b> 土砂災害 <b>警報</b>	<b>レベル3</b> 高潮 <b>警報</b>
<b>レベル2</b> 氾濫 <b>注意報</b>	<b>レベル2</b> 大雨 <b>注意報</b>	<b>レベル2</b> 土砂災害 <b>注意報</b>	<b>レベル2</b> 高潮 <b>注意報</b>

避難行動	
住民が とるべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)
命の危険直ちに 安全確保!	緊急安全確保
危険な場所から 全員避難	避難指示
危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難
自らの避難行動 を確認する	

出典：水管理・国土保全局、気象庁「防災気象情報の改善について」を参考に作成

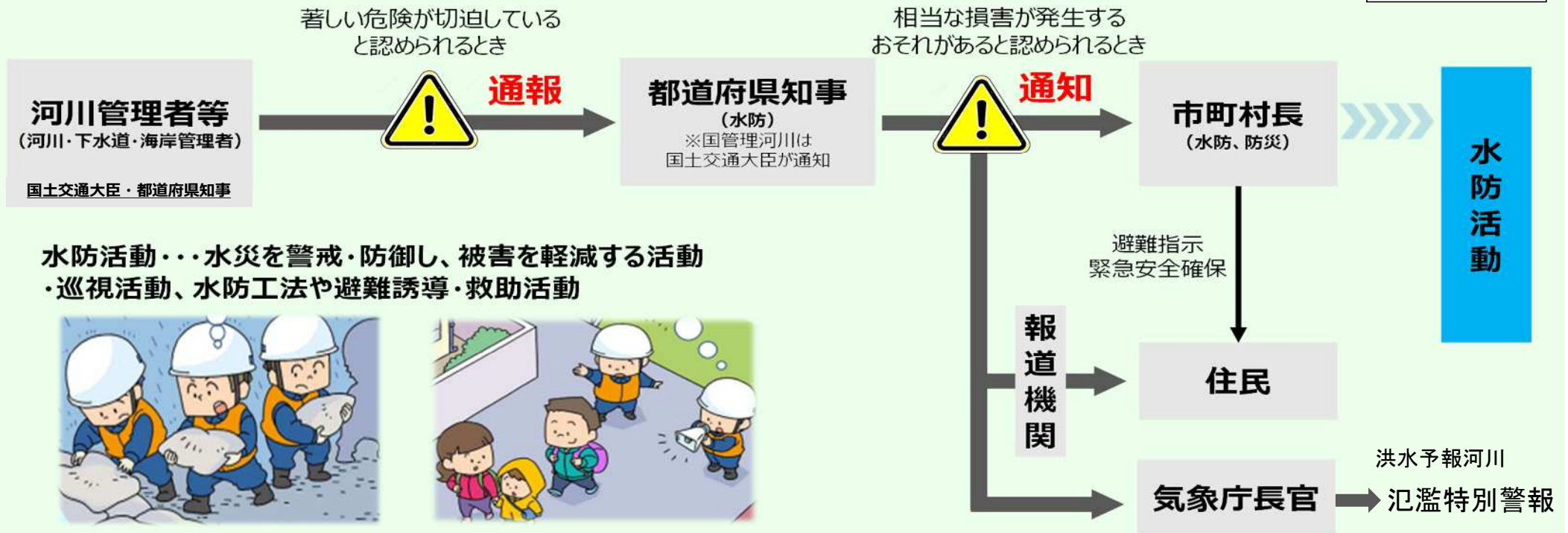
出典：内閣府「避難情報に関するガイドライン」

## (2) 氾濫等の通報制度の創設

- ・ 氾濫によって住民の生命に影響が及ぶ蓋然性が高くなる状況においては、その状況の速やかな把握や迅速な身の安全を守る行動等の対応をとることが重要となる。
- ・ 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを、河川管理者等が水防事務を担う県知事（国管理河川の場合は国交大臣）にプッシュ型で通報。
- ・ 県知事（又は国交大臣）は市町長等に通知を行うことで、市町長による迅速な緊急安全確保措置の指示や的確な水防活動に繋げる。

### 新たな通報制度の概要

R8.2.9  
国交省説明資料



# 法改正の主な変更点

## (2) 氾濫等の通報制度の創設

### <本県の方針>

- ・洪水により「国民経済上重大な損害」や「相当な損害」が生じるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川及び水位周知河川の区域を通報の対象とする。

河川管理者等

#### <水防法第24条の2第1項>

河川管理者等が、その管理する河川等について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、**都道府県の水防計画で定める**ところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

#### <水防法第24条の2第2項>

前項の通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者等である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、その状況により**相当な被害を生ずるおそれがある**と認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者や量水標管理者並びに気象庁長官に**通知**するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

通知

市町長

#### <水防法第11条第1項>（洪水予報河川）

都道府県知事は、（略）流域面積が大きい河川で洪水により**相当な損害を生ずるおそれがある**ものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、（略）水防管理者及び量水標管理者に通知する（略）。

整合を図る

住民

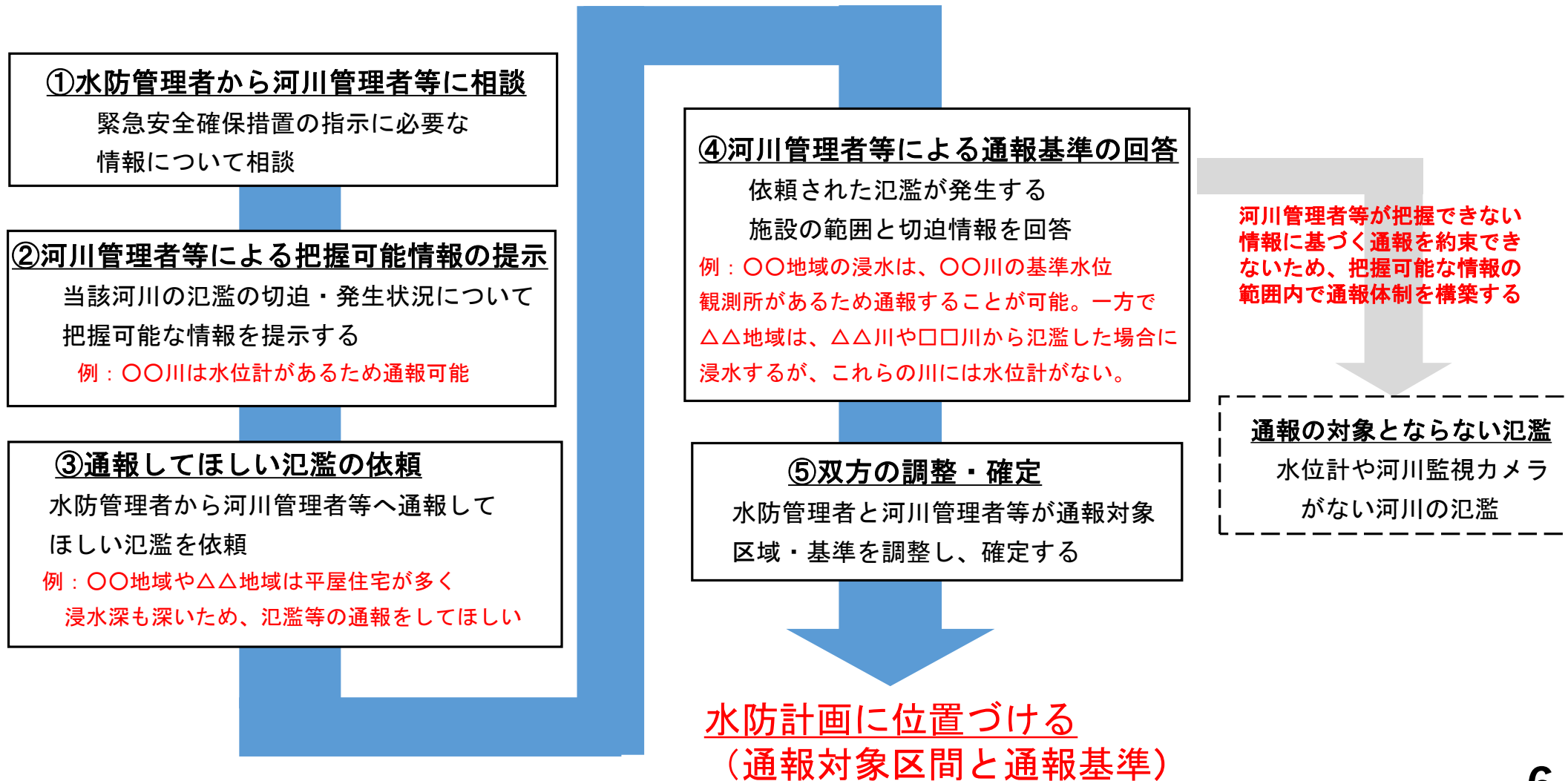
緊急安全確保  
措置の指示

緊急安全確保措置の指示等を行う市町長が**相当な損害が生じる**と考える氾濫（＝住民に対して行動変容に特に留意を呼びかける必要がある氾濫）が発生する河川等の区域を通報の対象とする。

## (2) 氾濫等の通報制度の創設

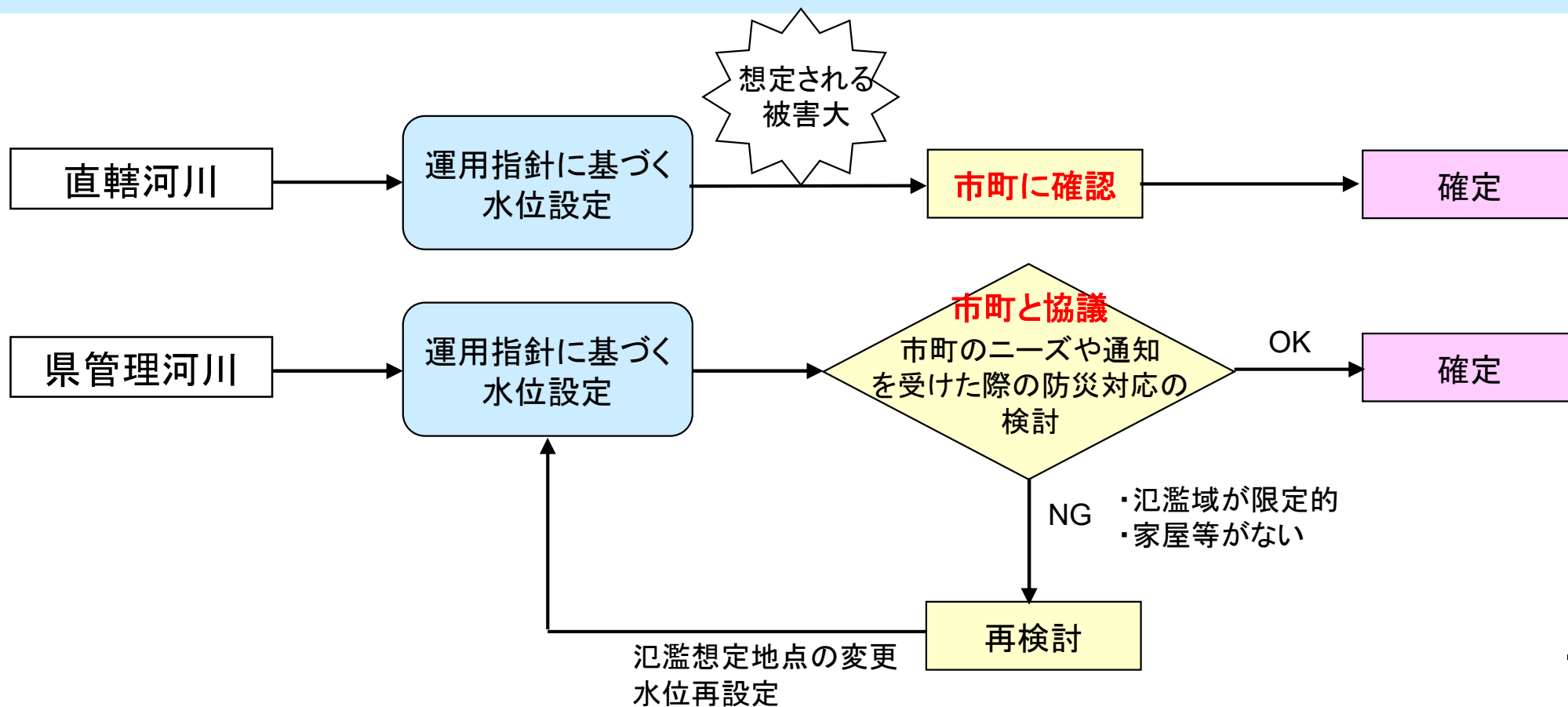
- ・ 氾濫等の通報は、市町長による緊急安全確保措置の指示等の目安として活用されることを踏まえ、各地域の水防協議会において通報の具体的な基準などについて協議を行い、それぞれの水防計画に定めることが必要となる。(国の運用指針)

### <河川管理者等と市町との協議の手順>



### <本県の方針>

- ・河川特性（有堤、線形等）や地域特性（被害想定、土地利用等）を考慮して、設定プロセスを検討する。
- ・直轄河川は国民経済上重大な損害を生じるおそれのある区間を管理しており、どこで氾濫しても想定される被害が大きい。
- ・県管理河川は直轄河川と比較して想定される被害は大きくないが、発生頻度が多くなる可能性があることから、市町のニーズや通知を受けた際の防災対応等を考慮して、対象の区域及び基準を設定する必要がある。



# 法改正の主な変更点

## (2) 氾濫等の通報制度の創設 (スケジュール)

### <本県の方針>

#### ・対象河川

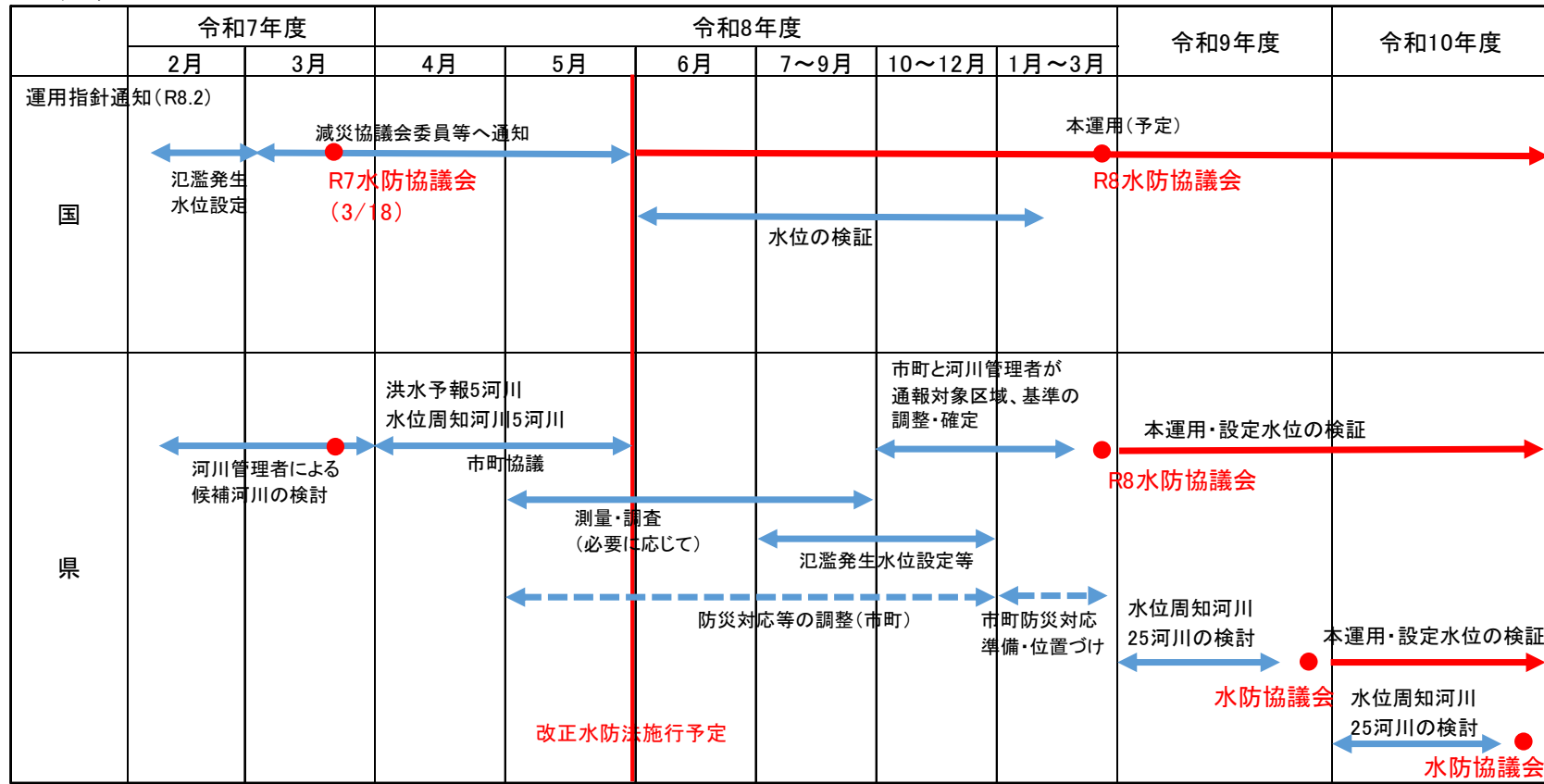
(直轄) 洪水予報河川 (狩野川など6河川) 及び水位周知河川 (黄瀬川など8河川) の区域を対象とする。  
(県管理) 洪水予報河川 (瀬戸川など5河川) 及び水位周知河川 (稲生沢川など55河川) の区域を対象とする。

#### ・スケジュール

(直轄)  
令和8年5月下旬より運用予定

(県管理)  
令和8年度は、洪水予報河川に加え、水位周知河川のうち氾濫等の状況を踏まえて5河川程度を選定し、氾濫発生水位設定や市町と防災対応等の調整を行い、水防協議会に諮って運用を開始する。  
令和9年度は水位周知25河川、令和10年度は残る25河川の検討・調整を実施し、それぞれ翌年度から運用予定。

### <スケジュール>



# (参考) 洪水予報河川・水位周知河川・その他河川

洪水予報河川	水位周知河川	その他河川
流域面積が大きい河川で洪水により相当な被害を生ずる恐れのある河川	洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害を生ずる恐れがある河川	洪水予報河川、水位周知河川以外の河川
水位の予測が可能	水位の予測が困難	水位の予測が困難
流域の降雨等から今後の水位上昇を予測し、洪水の危険度に応じた予報を発表	予め設定した避難の参考となる水位(氾濫危険水位)に達したときにその旨を発表	避難の参考となる水位(氾濫危険水位及び避難判断水位)の設定なし
河川管理者と気象庁が共同で発表	河川管理者が単独で発表	発表なし
<p>レベル5 氾濫発生情報 ／氾濫特別警報</p> <p>レベル4 氾濫危険警報</p> <p>レベル3 氾濫警報</p> <p>レベル2 氾濫注意報</p> <p>5 氾濫危険水位</p> <p>4 避難判断水位</p> <p>3 氾濫注意水位</p> <p>2 水防団待機水位</p> <p>1</p>	<p>氾濫発生情報</p> <p>5 氾濫危険水位</p> <p>4 避難判断水位</p> <p>3 氾濫注意水位</p> <p>2 水防団待機水位</p> <p>1</p>	<p>氾濫注意水位</p> <p>水防団待機水位</p>



令和7年災害  
災害復旧事業概要

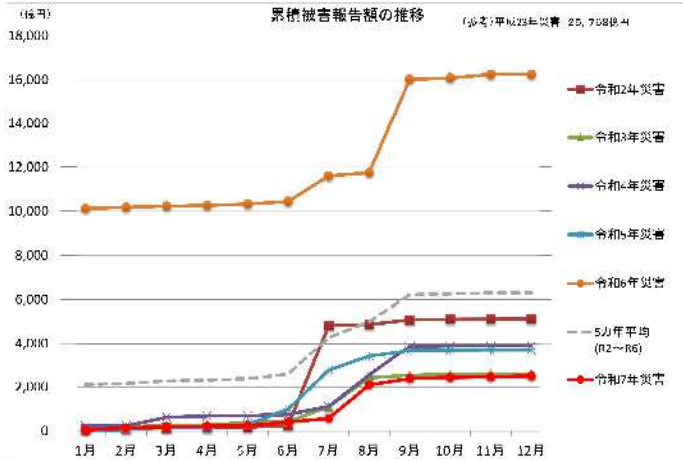


令和8年3月  
静岡県

# 令和7年災害発生の概要

令和7年度静岡県水防協議会  
資料2

- 全国では、7月から8月の大雨や台風第22号・第23号による暴風雨等により河川の氾濫や土砂災害が発生し、各地で甚大な被害が生じた。さらに震度5以上の地震も15回発生するなど、全国各地で災害が発生。
- 平成7年発生災害における公共土木施設の被害は6,051箇所、被害額2,491億円となっている。（令和8年2月27日現在）



工種	直轄		都道府県		市町村		合計	
	箇所数	被害報告額	箇所数	被害報告額	箇所数	被害報告額	箇所数	被害報告額
河川	19	3,053	1,635	76,279	1,280	26,091	2,934	105,423
ダム								
海岸(港湾分)								
海岸(その他)			8	1,631			8	1,631
砂防			401	12,304			401	12,304
地すべり			5	978			5	978
急傾斜			13	2,048			13	2,048
道路	34	5,410	679	49,824	1,826	49,760	2,539	104,994
橋梁			11	4,641	32	5,824	43	10,465
港湾			17	4,873			17	4,873
水道					44	2,698	44	2,698
下水道			3	215	14	1,245	17	1,460
公園			6	179	24	2,061	30	2,240
合計	53	8,463	2,778	152,972	3,220	87,679	6,051	249,114

出典: 令和7年発生災害国土交通省所管公共土木施設被害報告概要(令和8年2月27日時点)(国土交通省)  
(<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/river/content/001984358.pdf>) を加工して作成

## 豪雨 (令和7年8月)



国道249号(石川県七尾市)

出典: 令和7年度災害復旧促進全国大会国土交通省災害対策概況説明資料(国土交通省)  
([https://www.zenkokubousai.or.jp/download/r7\\_kokudo.pdf](https://www.zenkokubousai.or.jp/download/r7_kokudo.pdf)) を加工して作成



(一) 網掛川(鹿児島県始良市)

## 地震 (令和7年7月)



悪石島における落石(鹿児島県十島村)

出典: 令和7年度災害復旧促進全国大会国土交通省災害対策概況説明資料(国土交通省)  
([https://www.zenkokubousai.or.jp/download/r7\\_kokudo.pdf](https://www.zenkokubousai.or.jp/download/r7_kokudo.pdf)) を加工して作成

## 台風 (令和7年10月)



土石流等(東京都八丈町)

出典: 令和7年全国の土石災害発生状況(R7.12.31現在)(国土交通省)  
([https://www.zenkokubousai.or.jp/download/r7\\_kokudo.pdf](https://www.zenkokubousai.or.jp/download/r7_kokudo.pdf)) を加工して作成

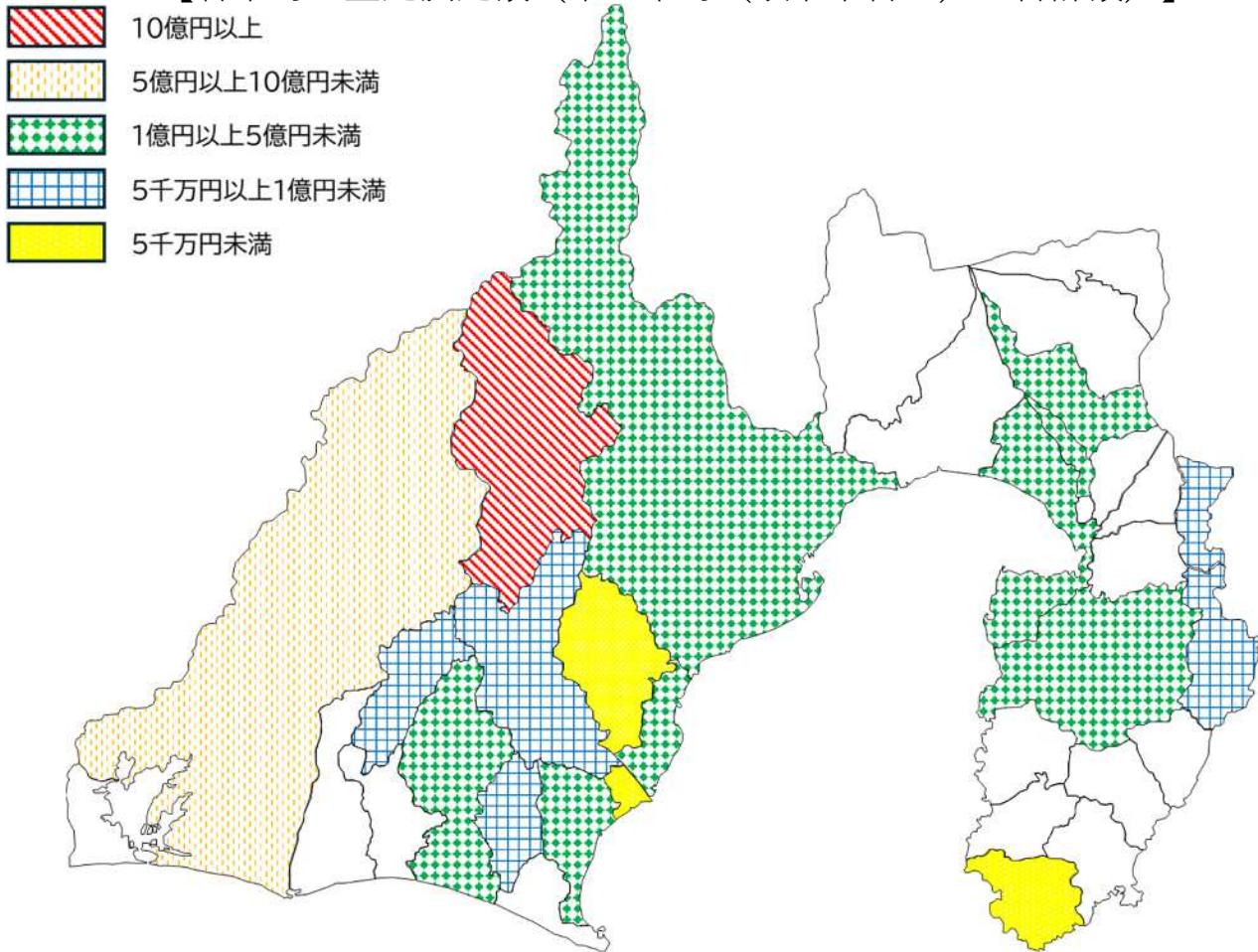
# 令和7年県内の公共土木施設災害の発生状況

## 一県、市町（政令市含む）一

令和7年度静岡県水防協議会  
資料2

- 6月の梅雨前線等による大雨や9月の台風第15号など、計9回の異常気象により、県、政令市及び市町が管理する河川、道路などの公共土木施設に被害が発生した。
- 被害を受けた公共土木施設は、国土交通省及び財務省による災害査定を実施し、18市町において、69箇所、49億500万円の査定決定を受けた。

### 【各市町の査定決定額（県＋市町（政令市含む）の合計額）】



### 令和7年発生災害 査定決定集計（工種別）

(単位)箇所:件、金額:百万円

工種	県		市町		政令市		県・市町合計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
河川	31	1,251	9	195			40	1,446
海岸砂防								
地すべり急傾斜								
道路	12	2,352	9	413	6	676	27	3,441
橋梁								
水道								
下水道								
公園			2	18			2	18
合計	43	3,603	20	626	6	676	69	4,905

### 令和7年発生災害 異常気象別被災状況

単位:件

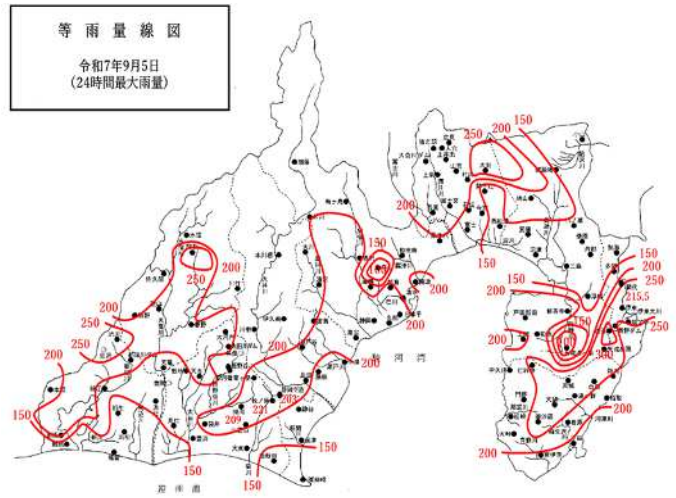
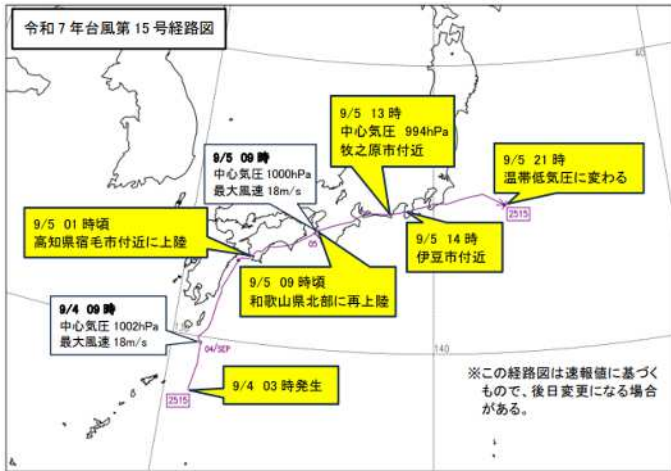
被災年月日	被害原因	件数	工種別内訳		
			河川	道路	公園
R7.5.17	豪雨	3		3	
R7.6.14 ~ R7.6.15	豪雨	3		3	
R6.5.27 ~ R7.7.7	地すべり	1			1
R7.8.10 ~ R7.8.12	豪雨	1	1		
R7.8.15 ~ R7.8.17	豪雨	8	4	4	
R7.9.5	台風第15号	45	30	13	2
R7.9.10 ~ R7.9.11	豪雨	6	5		
R7.9.12 ~ R7.9.13	豪雨	1			1
R6.4.14 ~ R7.11.17	地すべり	1			1
合計	9	69	40	27	2

※R7.9.5台風第15号は竜巻被害含む

- 9月5日に、台風第15号の影響により、静岡県内では国内最大級の突風の発生や記録的な大雨となった。菊川牧之原、静岡空港、網代、掛川では、1時間降水量が統計開始以来の最高値を更新するなど、多いところで累加雨量が300mmを超えた。
- 河川の増水、低地の浸水及び土砂崩れの発生に加え、複数の市町で竜巻などによる突風が発生し、死者1名、家屋の全半壊等2,147棟、床上・床下浸水213棟の被害が発生した。(令和7年11月28日時点、静岡県調べ)
- 県管理河川の19河川36箇所において溢水、越水が発生した。
- 本災害は、令和7年11月14日に**激甚災害(本激)**に指定された。

【台風経路図及び台風位置表】

【等雨量線図】



台風経路図(速報値)

出典：令和7年台風第15号に関する静岡県気象速報(静岡県気象台)  
([https://www.jma-net.go.jp/shizuoka/shosai/saigai\\_we/pdf/2025/22000\\_2025\\_1\\_1\\_1.pdf](https://www.jma-net.go.jp/shizuoka/shosai/saigai_we/pdf/2025/22000_2025_1_1_1.pdf)) を加工して作成

豪雨の概要

気象情報	年月日	発表回数等	対象地域
台風第15号に関する気象情報 (熱帯低気圧含む)	令和7年9月3日～5日	第1号～第12号	—
顕著な大雨に関する気象情報 (線状降水帯の発生)	令和7年9月5日	第1号～第3号	中部、伊豆、東部、西部
記録的短時間大雨情報 (1時間100mm以上の大雨)	令和7年9月5日	6回	菊川市、牧之原市、吉田町、島田市、藤枝市、焼津市、伊豆市
大雨警報	令和7年9月5日	(省略)	(27市町) 静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、吉田町、森町

地点	1時間最大		24時間最大		総降水量(4日～5日)	
	降水量	備考	降水量	備考	降水量	備考
網代	96.5mm	統計開始以来1位更新	215.5mm	統計開始以来1位更新	216.0mm	—
掛川	94.0mm	〃	209.0mm	—	211.5mm	—
菊川牧之原	127.0mm	〃	221.0mm	—	228.0mm	—
静岡空港	113.0mm	〃	203.0mm	—	207.0mm	—

出典：令和7年台風第15号に関する静岡県気象速報(静岡県気象台)  
([https://www.jma-net.go.jp/shizuoka/shosai/saigai\\_we/pdf/2025/22000\\_2025\\_1\\_1\\_1.pdf](https://www.jma-net.go.jp/shizuoka/shosai/saigai_we/pdf/2025/22000_2025_1_1_1.pdf)) を加工して作成

人的・物的被害の状況

令和7年11月28日時点

人的被害(単位:人)					物的被害(単位:棟数)							
死者	うち災害 関連死	行方 不明	重傷	軽傷	住家					非住家		
					全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	小計	公共 建物	その他
1			15	75	76	319	1,752	22	191	2,360	3	117

(※被害原因(竜巻・大雨等)の内訳は不明)



(二)小石川(焼津市)



(二)小鹿沢川(静岡市)

土砂災害の状況

単位:件

種別	土石流等	地すべり	がけ崩れ
件数	1	-	19



間洞沢土石流(伊豆市)



崖崩れによる家屋損壊(伊東市)

【激甚災害とは】

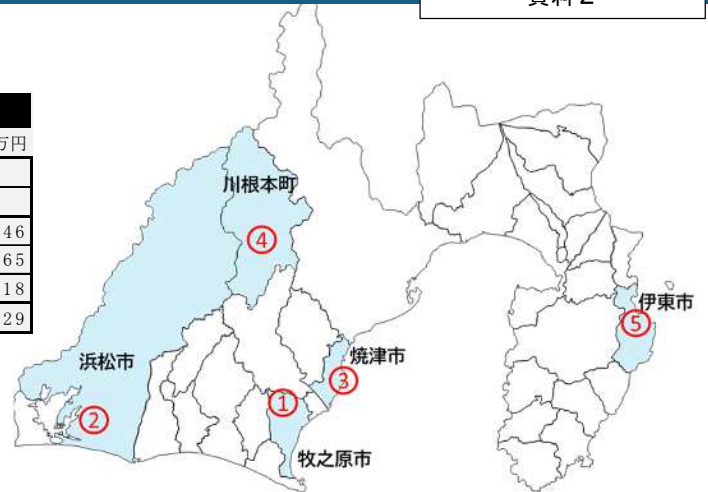
- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく制度。
- 政府は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定する。
- 指定されると、災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げなど特別の財政助成措置が講じられる。
- 全国単位の被害額を基準とした「本激」と市町村単位の被害額を基準とした「局激」がある。

公共土木施設の被災状況

令和7年発生災害 査定決定集計(工種別)

県+市町(政令市除く) (単位)箇所:件、金額:百万円

工種	県		市町		県・市町合計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
河川	31	1,251	9	195	40	1,446
道路	12	2,352	9	413	21	2,765
公園			2	18	2	18
合計	43	3,603	20	626	63	4,229



①



(二) 勝間田川(牧之原市)

②



(二) 東神田川(浜松市)

③



栃山川水門(焼津市)

④



(主) 川根寸又峡線(川根本町)

⑤



(市) 赤坂線(伊東市)

# 県内における主な災害の概要

## —令和7年9月台風第15号に伴う竜巻被害—

令和7年度静岡県水防協議会  
資料2

- 台風第15号の影響により、牧之原市から吉田町にかけて国内最大級の竜巻が発生した。また、菊川市、掛川市、焼津市及び伊東市で竜巻などによる突風が発生し、屋根の飛散や電柱の折損などの物的被害のほか、車両の横転による人的被害も発生した。
- 公共土木施設では、突風により道路標識の折損や水門建屋の破損など3件の被害が発生し、約2,300万円の査定決定を受けた。
- 竜巻注意情報は県内で10回発表された。

### 【台風第15号に伴う竜巻の静岡県内の発生状況】

	発生日時	発生場所	突風の強さ	藤田スケール
1	9月5日12時30分頃	掛川市	約55m/s	JFE2
2	9月5日12時50分頃	牧之原市から榛原郡吉田町	約75m/s	JFE3
3	9月5日12時50分頃	菊川市	約45m/s	JFE1
4	9月5日13時00分頃	菊川市	約40m/s	JFE1
5	9月5日13時00分頃	焼津市	約65m/s	JFE2
6	9月5日14時10分頃	伊東市	約50m/s	JFE1



(令和7年9月19日時点)

出典：台風第15号に伴い発生した突風について～気象庁機動調査班による現地調査の結果（速報）～（気象庁大気海洋部）  
(20250912\_toppuhousakekka.pdf) を加工して作成



竜巻による被災状況（牧之原市）  
(静岡県危機管理部提供)

## 【参考】日本版改良藤田スケール（JFEスケール）

- 突風の強さ（風速）の評定として使われるのが「藤田スケール」で、1971年にアメリカの気象学者藤田哲也により提唱され、主に建築物や樹木などの被害状況に基づいて推定されている。
- アメリカで考案されたものであるため、日本の建築物等の被害に対応していないことなどから、気象庁は、日本の環境に合わせて改良した「日本版改良藤田スケール（JFEスケール）」を策定し、2016年4月より運用している。
- 令和7年9月の牧之原市から吉田町にかけての突風は、風速約75m/sと推定され、JFE3に該当するとされた。

階級	風速の範囲 (3秒平均)	主な被害の状況(参考)
JFE0	25～38m/s	木造の住宅において、目視でわかる程度の被害、飛散物による窓ガラスの損壊が発生する。比較的狭い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。／園芸施設において、被覆材(ビニルなど)がはく離する。パイプハウスの鋼管が変形したり、倒壊する。／物置が移動したり、転倒する。／自動販売機が横転する。／コンクリートブロック塀(鉄筋なし)の一部が損壊したり、大部分が倒壊する。／樹木の枝(直径2cm～8cm)が折れたり、広葉樹(腐朽有り)の幹が折損する。
JFE1	39～52m/s	木造の住宅において、比較的狭い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。屋根の軒先又は野地板が破損したり、飛散する。／園芸施設において、多くの地域でプラスチックハウスの構造部材が変形したり、倒壊する。／軽自動車や普通自動車(コンパクトカー)が横転する。／通常走行中の鉄道車両が転覆する。／地上広告塔の柱が傾斜したり、変形する。／道路交通標識の支柱が傾倒したり、倒壊する。／コンクリートブロック塀(鉄筋あり)が損壊したり、倒壊する。／樹木が根返りしたり、針葉樹の幹が折損する。
JFE2	53～66m/s	木造の住宅において、上部構造の変形に伴い壁が損傷(ゆがみ、ひび割れ等)する。また、小屋組の構成部材が破損したり、飛散する。／鉄骨造倉庫において、屋根ふき材が浮き上がったり、飛散する。／普通自動車(ワンボックス)や大型自動車が横転する。／鉄筋コンクリート製の電柱が折損する。／カーポートの骨組みが傾斜したり、変形する。／コンクリートブロック塀(控壁があるもの)の大部分が倒壊する。／広葉樹の幹が折損する。／墓石の棹石が転倒したり、ずれたりする。
JFE3	67～80m/s	木造の住宅において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。／鉄骨系プレハブ住宅において、屋根の軒先又は野地板が破損したり、飛散する、もしくは外壁材が変形したり浮き上がる。／鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが比較的広い範囲で変形する。／工場や倉庫の大規模な庇において、比較的狭い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。／鉄骨造倉庫において、外壁材が浮き上がったり、飛散する。／アスファルトがはく離・飛散する。
JFE4	81～94m/s	工場や倉庫の大規模な庇において、比較的広い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。
JFE5	95～m/s	鉄骨系プレハブ住宅や鉄骨造の倉庫において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。／鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが著しく変形したり、脱落する。

出典：日本版改良藤田（JFE）スケールとは（気象庁）  
(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/toppuu/tornadol-2-2.html>) を加工して作成

## 市町等への技術支援—令和7年9月台風第15号—

- 近年、市町では土木技術職員の減少により、特に大規模な災害が発生した場合に、業務の迅速かつ円滑な遂行が困難となることが想定されている。
- 県では、台風第15号（突風含む）による被害が著しかった牧之原市に対し、被災した公共土木施設の早期復旧を図るため、被災状況の確認や復旧工法に関する技術的助言などの支援を実施した。

### 【被災現場における技術支援の状況】



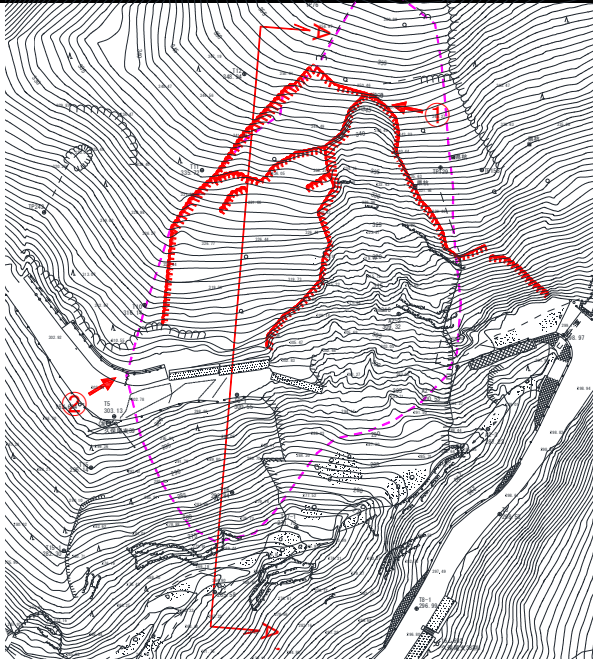
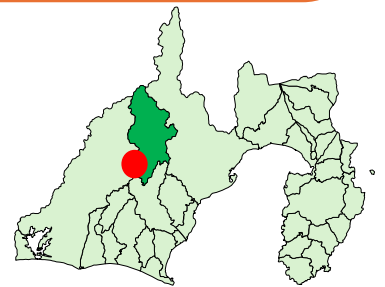
# 県内における主な災害の概要

## —国道362号川根本町下長尾地すべり—

令和7年度静岡県水防協議会  
資料2

- 令和6年5月27日からの断続的な強い雨（最大24時間雨量151mm）により、路面に亀裂と斜面変動が顕在化し、更に長さ100m、幅60mにわたり斜面崩壊が発生した。その後、地すべり観測を開始し、令和7年7月7日に地すべりの特定に至った。
- 復旧は、地すべり対策として法枠及びアンカー、横ボーリングを実施し、また、道路復旧として軽量盛土を実施する。
- 当該箇所は、査定決定見込み額が約17億円となり、公共土木施設災害復旧方針第15の2・1（一）「1箇所の決定見込み額が4億円以上となる場合」により採択が保留となっていたが、令和7年12月1日に保留解除となった。

発生日	概要
令和6年5月28日	道路亀裂と斜面の変動顕在化
令和6年6月28日	地すべり範囲の中央で、幅30m、長さ50mの規模で崩壊崩壊面で湧水は静を確認
令和6年8月28日	地すべり地内に設置した地表伸縮計が急激な伸びを計測 降雨100mm/日以下で下方移動が活発化



①左側壁中腹部の開口亀裂



②擁壁の押出し

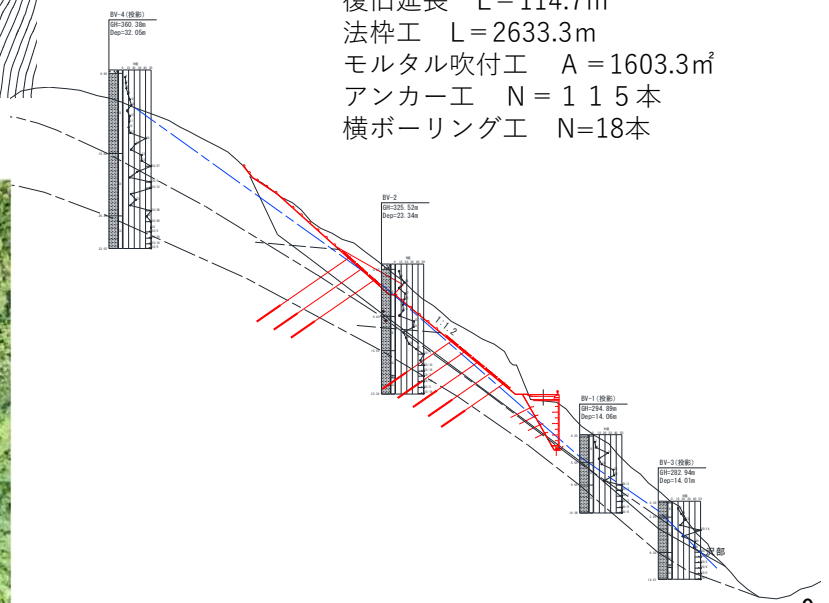
復旧延長L = 114.7m



A-A'断面

【復旧概要】

復旧延長 L = 114.7m  
 法枠工 L = 2633.3m  
 モルタル吹付工 A = 1603.3㎡  
 アンカー工 N = 115本  
 横ボーリング工 N = 18本

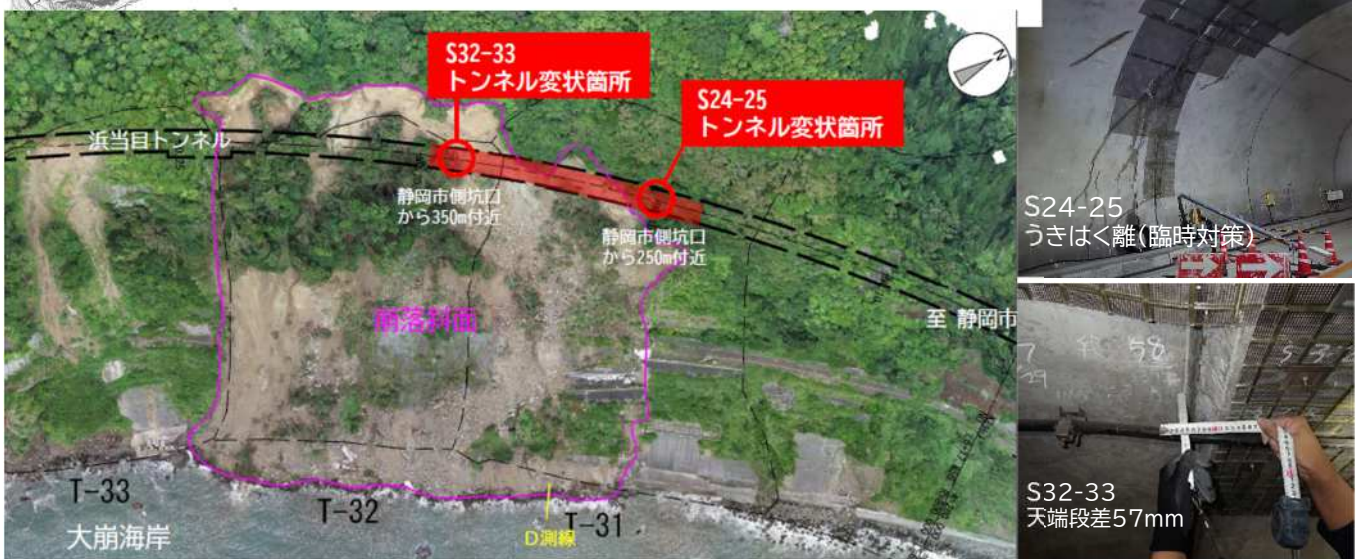
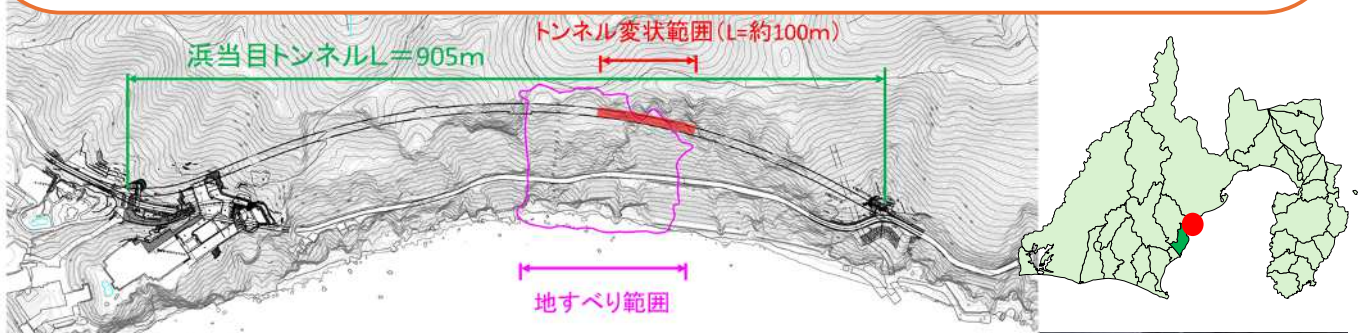


# 県内における主な災害の概要

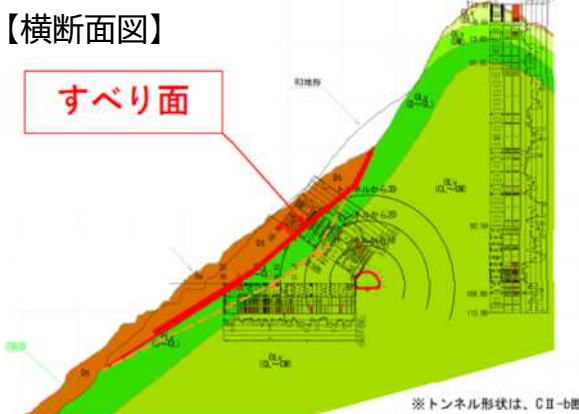
## －（主）静岡焼津線浜当目地すべり－

令和7年度静岡県水防協議会  
資料2

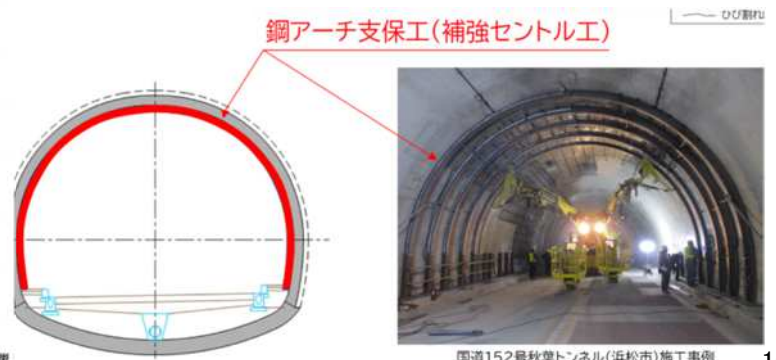
- 令和6年7月2日に大規模な斜面崩落が発生し、浜当目トンネルの覆工コンクリートのひび割れが拡大し、トンネルを通行止めとした
- 県では、トンネル変状の原因特定、調査、対策及び監視体制等の検討にあたり、地すべり及びトンネル分野の有識者から指導・助言を得ることを目的に検討会を設置、令和7年11月までに5回開催した。
- 被災のメカニズムとしては、「斜面崩壊による力がトンネルに伝わり、100m区間においてトンネル内壁に変状が生じた」と結論付けた。
- 復旧工法としては、交通開放に向けた対策として鋼アーチ支保工（L=100m）とFRPメッシュによるはく落対策を実施する。
- 交通開放後も監視は継続し、震度4以上の地震発生や基準雨量に達するなどした場合には通行止めとする。



【横断面図】



【復旧断面図】

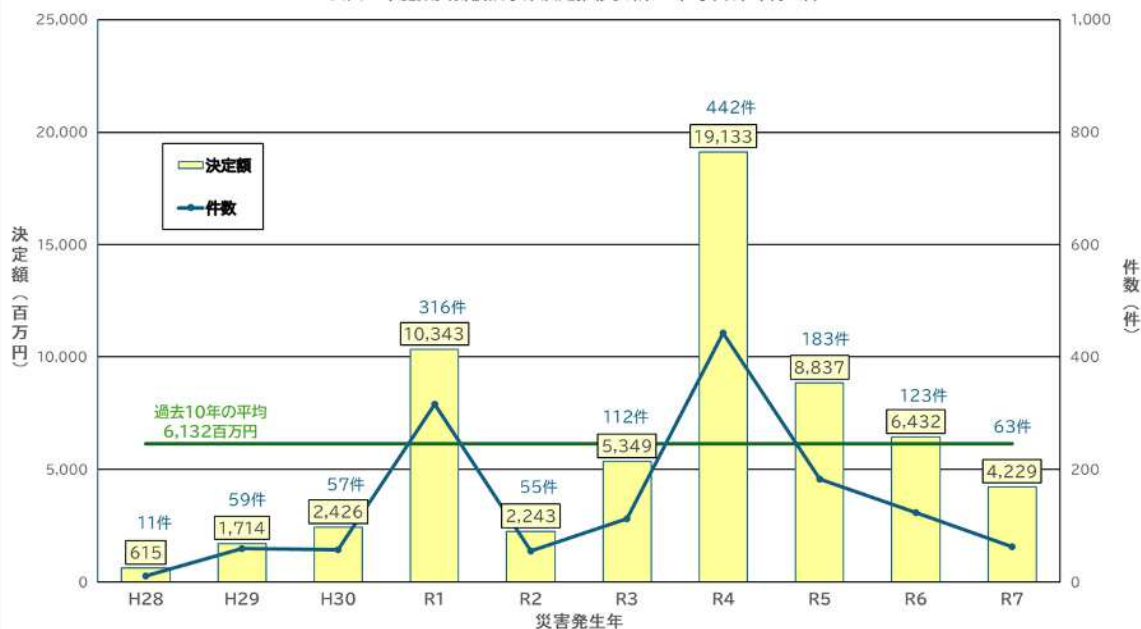


# 公共土木施設災害の推移

令和7年度静岡県水防協議会  
資料2

- 県及び市町（政令市除く）の公共土木施設災害は直近10ヵ年では令和4年が最大となっている。
- 10年間平均被害額を上回った年は令和1年、令和4年、令和5年、令和6年の4回である。

公共土木施設災害復旧事業決定推移表(県+市町(政令市除く))



## 令和7年政令市の公共土木施設災害の発生状況

- 静岡市では、9月12日から13日の豪雨により、市道閑蔵線で道路法面崩壊の被害を受けた。
- 浜松市では、6月14日から15日の豪雨など3回の異常気象により、国道362号で法面崩壊、市道天竜両島線で路肩崩壊など被害を受けた。
- 災害査定の結果、静岡市1箇所、2億8,000万円、浜松市5箇所、3億9,000万円、両市合計6箇所、6億7,000万円の査定決定を受けた。

### 令和7年発生災害 異常気象別被災状況

単位: 件

被災年月日	被害原因	件数	工種別内訳		
			河川	道路	公園
R7.5.17	豪雨	1		1	
R7.6.14 ~ R7.6.15	豪雨	2		2	
R7.8.15 ~ R7.8.17	豪雨	2		2	
R7.9.12 ~ R7.9.13	豪雨	1		1	
合計		6		6	



国道362号 (浜松市) (浜松市提供)

### 令和7年発生災害 査定決定集計(工種別)

(単位)箇所: 件、金額: 百万円

工種	静岡市		浜松市		政令市合計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
道路	1	283	5	393	6	676
合計	1	283	5	393	6	676



市道閑蔵線 (静岡市) (静岡市提供)

# 報告事項2 令和7年度の水防活動

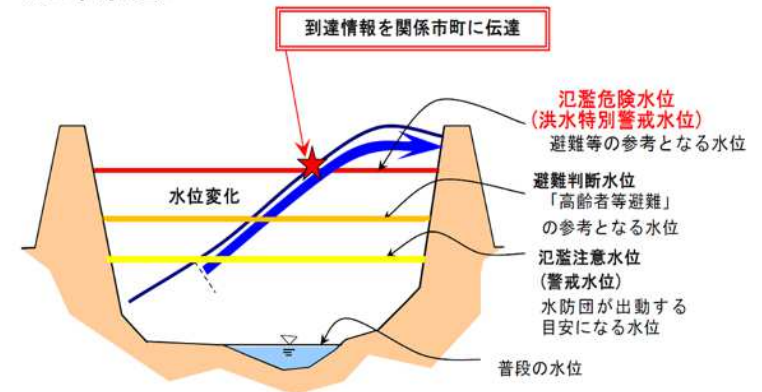
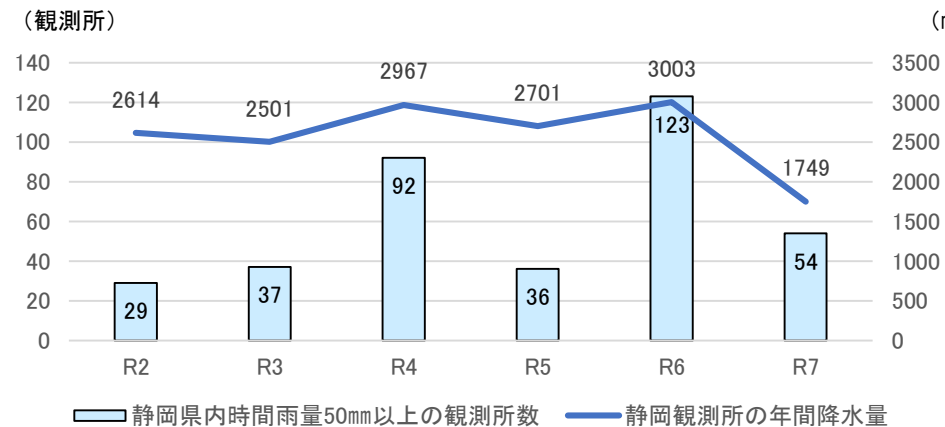
---

静岡県交通基盤部  
河川砂防局土木防災課



# 雨の降り方・河川の基準水位超過

## ●時間雨量50mm以上の降雨の年間観測所数



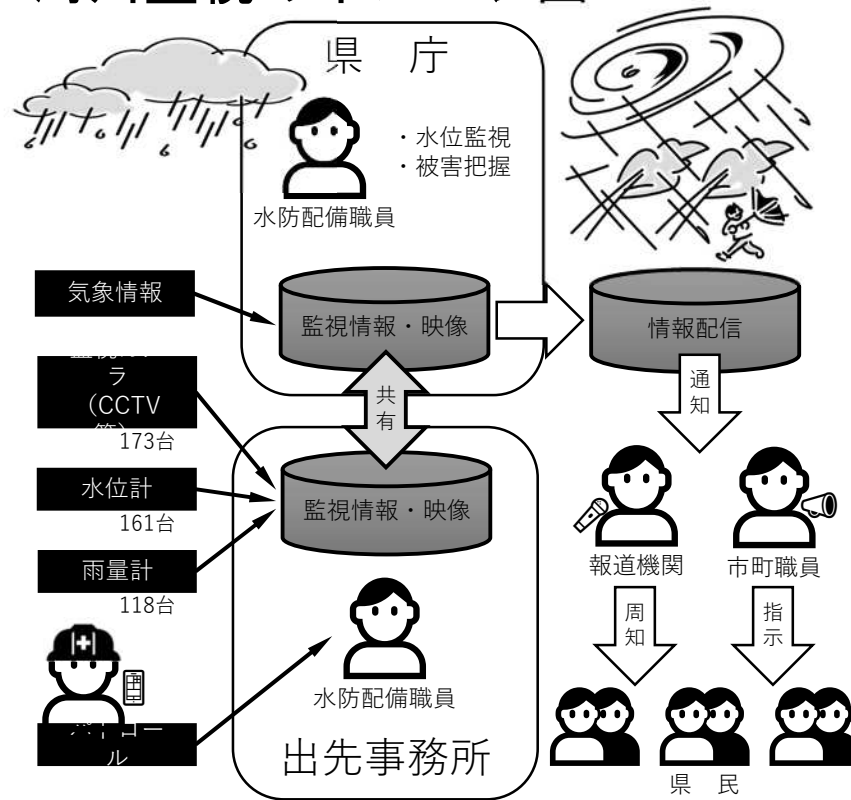
※1 配備毎に時間雨量50mm以上となった観測所数の累計  
※2 配備毎に水位を超過した河川数の累計

## ●令和2年度～令和7年度の雨量・水位の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (2月末時点)	令和7年度 (2月末時点)
時間雨量50mm以上※1	29観測所	37観測所	92観測所	36観測所	123観測所	54観測所
氾濫注意水位超過※2	55河川	57河川	128河川	77河川	107河川	53河川
氾濫危険水位超過※2	3河川	10河川	37河川	18河川	24河川	8河川

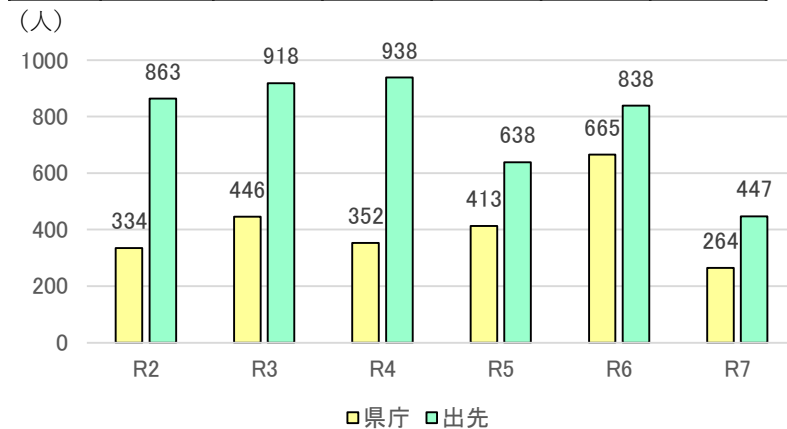
# 県職員の水防配備の実績

## ●河川監視のイメージ図



## ●注意報・警報等による配備人数

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
県庁	334人	446人	352人	413人	665人	264人
出先	863人	918人	938人	838人	1,193人	447人
合計	1,197人	1,364人	1,290人	1,251人	1,858人	711人



# 静岡県の水防対応

## ●河川・道路等防災情報報告書（令和7年台風第15号一部抜粋）

1.2 水防警報、洪水予報履歴(履歴ある場合詳細は様式4)				1.3 土砂災害警戒情報(履歴)			
河川・海岸名	予警報名	河川・海岸名	予警報名	号数	発表時刻	警戒対象地域 (1号以降は追加警報のみ記載)	警戒解除地域 (1号以降は追加警報のみ記載)
菊川	水防警報			第1号	9月5日 11:55		
下小笠川	水防警報			第2号	9月5日 12:39		
牛瀬川	洪水予報			第3号	9月5日 13:00		
				第4号	9月5日 13:09	将田市、森町	
				第5号	9月5日 13:24	沼津市、伊東市	
				第6号	9月5日 13:42		
				第7号	9月5日 14:03	裾野市、長泉町	

2. 雨の状況(代表地点:各地区における最大連続雨量を観測した観測所の状況)							
地区	市町	観測所名	連続雨量(観測期間)	観測時間	最大時間雨量(観測時間:正時)	市町・観測所名	
伊豆	伊東市	鎌田	かまや	332 mm	9月5日 6:30 から	112 mm	（ 5 日 13 時 ）
東部	富士市	大淵	おおぶち	269 mm	9月5日 8:00 から		
中部	島田市	島田	しまだ	212 mm	9月6日 8:00 から		
西部	浜松市	山沢	たざわ	257 mm			

3. 河川水位の状況								
河川名	市町名	観測地点名	河川名	市町名	観測地点名	河川名	市町名	観測地点名
釣橋川	浜松市	釣橋川						
大津谷川	島田市	栃山橋						
逆川	藤川市	細田						
湯日川	吉田町	千草橋						
巴川	静岡市	能島						
修善寺川	伊豆市	修善寺川壱						

### ●交通基盤部水防配備

延べ人数

R6台風第10号 R7台風第15号

本庁 18人 (176人)

出先 71人 (326人)

合計 89人 (504人)

### ●河川水位の状況

氾濫注意水位超過河川

36河川 41箇所

うち氾濫危険水位到達

8河川※ 8箇所

※高橋川、修善寺川、巴川、湯日川、  
大津谷川、栃山川、逆川、釣橋川

## ●近年の台風における雨量と河川水位の状況

近年の台風	R 5 台風第 2 号	R 6 台風第10号	R 7 台風第15号
時間雨量50mm以上	15観測所	68観測所	35観測所
氾濫注意水位超過	54河川	37河川	36河川
氾濫危険水位超過	15河川	11河川	8河川

# 水防管理団体・水防団員等の実績

## ●静岡県における水防管理団体の状況

(令和7年4月1日時点)

	指定水防管理団体	水防計画策定団体	水防訓練実施団体
団体数	35団体	35団体	33団体
団員数・率	18,392人	100%	94%

## ●水防団員・消防団員の水防活動状況（令和3年度～令和7年度）

(令和7年12月末時点)

月	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	団体数	活動延人数	団体数	活動延人数	団体数	活動延人数	団体数	活動延人数	団体数	活動延人数
4月	1	6	7	41	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	5	140	4	110	4	32	0	0
6月	0	0	0	0	18	2,710	11	1,258	4	134
7月	17	2,315	28	342	9	44	3	191	0	0
8月	7	510	10	589	6	348	19	2,584	0	0
9月	5	240	17	2,844	3	57	7	622	10	344
10月	0	0	0	0	0	0	2	72	0	0
11月	0	0	4	14	0	0	3	441	0	0
12月	0	0	0	0	1	8	0	0	0	0
1月	2	17	0	0	0	0	0	0	-	-
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
3月	1	20	0	0	3	72	0	0	-	-
計	33	3,108	71	3,970	42	3,307	49	5,200	14	478

# 県内市町水防団・消防団の活動①

- 令和7年台風第15号に伴う水防活動
  - 団体名：焼津市消防団
  - 活動期間：令和7年9月5日
- 最大時間雨量：59mm 総雨量：198mm（中港）

活動時間	出動延べ人数	主な活動内容
9/5 約8時間	82名	・排水作業（2件） ・河川監視



焼津市中港地下道  
排水作業



二級河川小石川 溢水被害  
（焼津市栄町6丁目 地先）

# 県内市町水防団・消防団の活動②

## 令和7年9月5日台風第15号における水防活動

- 団体名：磐田市消防団
- 活動期間：令和7年9月5日
- 最大時間雨量：54mm 総雨量：186mm（敷地）

活動時間	出動延べ人数	主な活動内容
9/5 約7時間	18名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冠水予想道路へのバリケード、設置</li> <li>・河川巡視</li> </ul>



磐田市鎌田地内道路



磐田市東貝塚地内道路



磐田市寺谷地内道路



磐田市寺谷地内道路



# 報告事項3 令和7年度水防関係表彰

---

静岡県交通基盤部  
河川砂防局土木防災課



# 水防関係表彰の実績①

水防管理者の所管の下、水防に従事し、その任務を遂行し、水災の防止や軽減にすぐれた功績を挙げた者や団体、または、水防団長や水防団員として多年にわたり勤務し退職した者に、その功労に報いることを目的として、国土交通省大臣等が表彰している。

## ●日本河川協会河川功労者表彰

表彰事項	氏名（敬称略）	水防団名	功績の内容等
日本河川協会 河川功労者表彰	さとう のりあき 佐藤 憲昭	浜松市水防団	[水防活動に功績があった場合] 平成10年4月に浜松市水防団五島分団に入団以来、水防活動の第一線で活躍し、平成23年4月に分団長に就任後は優れた指導力・行動力で分団の運営を行い、平成28年4月からは副分団長として他の模範となるなど、団員の指導育成と組織の強化に貢献された。
	ふじた てつお 藤田 哲夫	浜松市水防団	[水防活動に功績があった場合] 平成13年4月に浜松市水防団河輪分団に入団以来、24年間にわたり水防活動の第一線で活躍し、平成28年4月に分団長に就任以降、令和4年に分団員を退任するまで、分団長や地域住民から厚い信頼を得るなど、分団活動に貢献された。

# 水防関係表彰の実績②

## ●水防功労者国土交通大臣表彰

表彰事項	氏名（敬称略）	水防団名	功績の内容等
水防功労者 国土交通大臣表彰	わたなべ やすし 渡辺 悌	富士市消防団	個人[永年功労者] 令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨の際、副団長として担当する各分団を統率するとともに、自らも率先して河川の警戒巡視を行った。また、この大雨により発生した富士川水系江尾江川周辺地域の浸水被害に対応し、他の団員と共に土のう積みや冠水道路周辺での通行誘導を行うなど被害の軽減に尽力された。
	うえだ のぶお 上田 伸夫	静岡市水防団 足久保川分団	個人[永年功労者] 昭和61年4月1日に入団し、以来約39年の長きにわたり、河川巡視や水防工法の実施など、水害による被害を最小限に止めるべく水防活動に尽力された。令和7年4月1日からは、分団の最高責任者である分団長に任命され、分団を見事に統率し、指導育成や伝統ある水防技術の継承に尽力されるなど、分団長としての能力を遺憾なく発揮された。
	うんの しょうご 海野 省吾	静岡市水防団 安倍川第5分団	個人[永年功労者] 平成元年4月1日に入団し、以来約36年の長きにわたり、河川巡視や水防工法の実施など、水害による被害を最小限に止めるべく水防活動に尽力されました。令和7年4月1日からは、分団の最高責任者である分団長に任命され、破堤危険箇所の把握、適切な水防工法の実施、分団員の育成及び継承等は、氏の秀でた能力として、水防活動の現場で遺憾なく発揮された。
	しらい かずあき 白井 香昭	浜松市水防団	個人[永年功労者] 平成10年4月1日に入団し、27年の長きにわたり、河川巡視や水防工法の実施等、水害被害を最小限とすべく積極的かつ献身的に活動を行うと伴に、団員教育など体制強化に努め他の模範となっています。また、地域に出向き「こども水防団講座」を実施し、土のう造り体験等を通じて水防活動の啓発に貢献しました。

# 水防関係表彰の実績③

## ●水防功労者全国水防管理団体連合会表彰

表彰事項	氏名（敬称略）	水防団名	功績の内容等
水防功労者 全国水防管理団体 連合会表彰	ひだか りょういち 日高 良一	浜松市水防団 本部	[多年にわたり水防活動に従事した者] 平成17年浜松市水防団芳川分団に入団し、以降20年の長きにわたり水防活動に従事されている。令和4年副分団長に就任し、団長のサポートと担当分団の指揮指導にあたった。
	きたばやし はやと 北林 速	浜松市消防団 五島分団	[多年にわたり水防活動に従事した者] 平成22年浜松市水防団五島分団に入団し、以降15年の長きにわたり水防活動に従事されている。平成28年分団長に就任し、分団内の取りまとめや新人団員への指導監督を行うとともに、浜松市水防団本部との緊密な連携を図った。
	むらやま たかのり 村山 貴紀	清水町消防団 団本部	[多年にわたり水防活動に従事した者] 平成12年清水町消防団に入団し、以降24年の長きにわたり水防活動に従事されている。平成26年からは副団長に就任し、団長のサポートと適切な情報収集と状況判断に努めた。

## ●退職水防団員等報償

- ・ 静岡市水防団 57名（分団長4、副分団長3、班長4、組長18、副組長9、団員19）
- ・ 浜松市水防団 19名（分団長2、副分団長2、班長4、団員11）
- ・ 富士市水防団 10名（分団長1、副分団長1、班長3、団員5）

## 報告事項 4 浸水想定区域の指定等（洪水・高潮・雨水出水）

---

静岡県交通基盤部  
河川砂防局土木防災課



# 浸水想定区域の指定等（洪水・高潮・雨水出水）

## 浸水想定区域・ハザードマップの空白域の解消

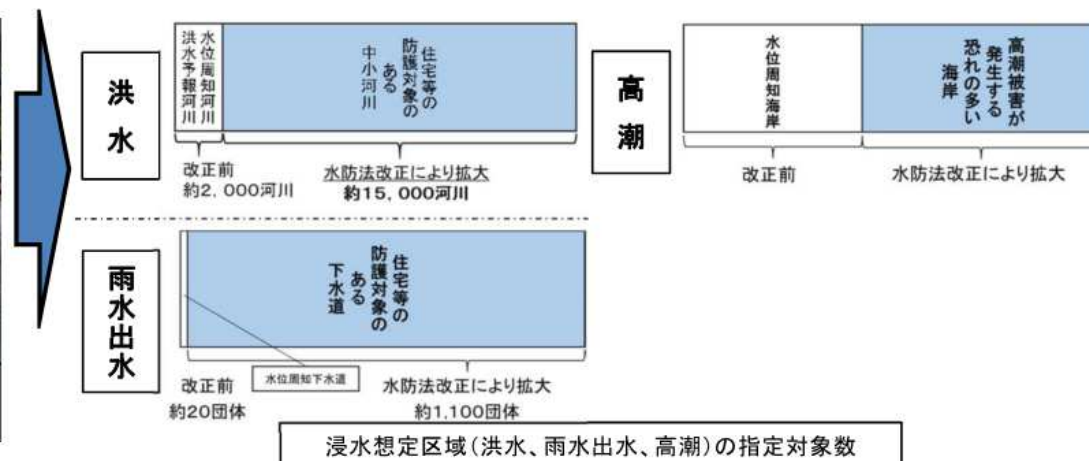
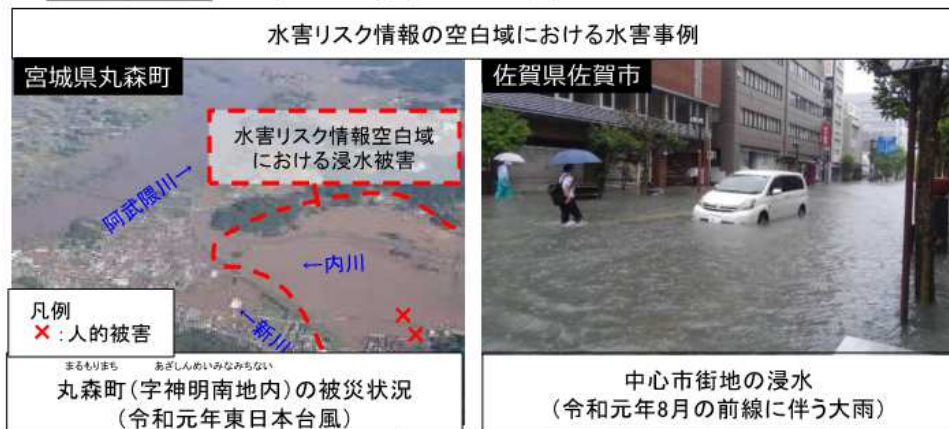
- ・近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。
- ・水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法を改正（令和3年）し、浸水想定区域図及びハザードマップ作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や海岸、下水道※に拡大
  - ※「全ての一級・二級河川や海岸、下水道」とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や海岸、浸水対策を目的として整備された下水道のこと。

### ■水害リスク情報の空白域において浸水被害が多発

- ・令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川（約6割）、内水氾濫による浸水被害が発生した135市区町村のうち126市区町村（約9割）が水害リスク情報の空白域。

### ■水防法を改正し、浸水想定区域の指定対象を拡大

- ・河川（洪水浸水想定区域）では約15,000河川、下水道（雨水出水浸水想定区域）では約1,100団体、高潮（高潮浸水想定区域）が新たに指定対象として追加。



出典：令和6年 国交省資料「水害ハザードマップ作成時等におけるチェックシート活用に関する説明会」（一部加工）

# 浸水想定区域の指定及び水害ハザードマップ 作成状況（洪水・高潮・雨水出水）

令和7年度静岡県水防協議会  
資料5

- 令和4年度までに、洪水予報河川及び水位周知河川すべての河川（59河川※）の洪水浸水想定区域の指定を行った。（※ 1河川重複）
- その他中小河川について、令和8年3月までに対象河川すべての洪水浸水想定区域の指定を行い、水害リスク情報の空白域の解消を図る。

## 1. 社会的要請・背景

### ●近年の水災害の激甚化

令和元年東日本台風等の近年の水害では、洪水予報河川、水位周知河川以外の中小河川（その他河川）において、河川はん濫等による人的被害が発生した。

このような状況を踏まえ、令和3年7月の水防法改正により、洪水予報河川、水位周知河川に加え洪水による災害の発生を警戒すべき住宅等の防護対象のあるその他河川が、洪水浸水想定区域の指定対象に追加された。

## 2. 市町におけるハザードマップの作成について（水防法第15条第3項）

### ●洪水ハザードマップの作成

浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、想定最大規模における洪水を対象とし、洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した洪水ハザードマップを作成することが定められており、印刷物の配布やインターネット等により、住民等の方々に周知することが定められている。

### ●洪水ハザードマップ（その他河川対象）の作成状況（R8.3時点）

対象35市町のうち、令和8年3月時点で**24市町**が洪水ハザードマップを作成済み若しくは作成中であり、残る市町においては、令和8年度以降に作成予定。

## 3. その他、指定により義務化される取組

### <市町>

- 地域防災計画の見直し（洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路、防災訓練として行う洪水に係る避難訓練の実施、区域内にある地下街、要配慮者利用施設等の名称及び所在地）

### <要配慮者利用施設の所有者>

- 避難確保計画の作成、避難訓練の実施及び市町長への報告

# 浸水想定区域の指定及び水害ハザードマップ 作成状況（洪水・高潮・雨水出水）

令和7年度静岡県水防協議会  
資料5

- 令和7年3月までに県内すべての沿岸（伊豆半島、駿河湾、遠州灘）の高潮浸想定区域図を公表済みであり、これら沿岸について、令和7年10月31日に高潮浸水想定区域の指定を行い、水害リスク情報の空白域の解消を図った。

## 1. 社会的要請・背景

### ●近年の水災害の激甚化

平成27年の水防法改正に基づき、都道府県では高潮により大きな被害が発生する可能性が高い三大湾等沿岸を中心に、水位周知海岸の指定、高潮特別警戒水位の設定、高潮浸水想定区域の指定が順次進められてきた。

リスク情報の空白域を解消するため、令和3年7月の水防法改正により、水位周知海岸に加え、それ以外の海岸のうち、高潮被害が発生する恐れが多い海岸で高潮浸水想定区域の指定及び高潮浸水想定区域図を公表することが定められた。

## 2. 市町におけるハザードマップの作成について（水防法第15条第3項）

### ●高潮ハザードマップの作成

浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、想定最大規模における高潮を対象とし、高潮浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した高潮ハザードマップを作成することが定められており、印刷物の配布やインターネット等により、住民等の方々に周知することが定められている。

### ●高潮ハザードマップの作成状況（R8.3時点）

対象21市町のうち、令和8年3月時点で**7市町**が高潮ハザードマップを作成済み若しくは作成中であり、残る市町においては、令和8年度以降に作成予定。

## 3. その他、指定により義務化される取組

### <市町>

- 地域防災計画の見直し（洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路、防災訓練として行う高潮に係る避難訓練の実施、区域内にある地下街、要配慮者利用施設等の名称及び所在地）

### <要配慮者利用施設の所有者>

- 避難確保計画の作成、避難訓練の実施及び市町長への報告

# 浸水想定区域の指定及び水害ハザードマップ 作成状況（洪水・高潮・**雨水出水**）

令和7年度静岡県水防協議会  
資料5

- 令和8年3月までに県内対象24市町のうち、21市町が内水浸水想定区域図を作成済みであり、そのうち6市町で雨水出水浸水想定区域を指定した。

## 1. 社会的要請・背景

### ●近年の水災害の激甚化

令和元年東日本台風等の近年の水害では、内水氾濫等による浸水被害が発生した。このような状況を踏まえ、令和3年7月の水防法改正により、水位周知下水道に加え雨水出水による災害の発生を警戒すべき住宅等の防護対象のある公共下水道等の排水施設が、雨水出水浸水想定区域の指定対象に追加された。

## 2. 市町におけるハザードマップの作成について（水防法第15条第3項）

### ●内水ハザードマップの作成

浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、想定最大規模における内水氾濫を対象とし、雨水出水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した内水ハザードマップを作成することが定められており、印刷物の配布やインターネット等により、住民等の方々に周知することが定められている。

### ●内水ハザードマップの作成状況（R8.3時点）

対象24市町のうち、令和8年3月時点で**6市町**が内水ハザードマップを作成済み若しくは作成中であり、残る市町においては、令和8年度以降に作成予定。

## 3. その他、指定により義務化される取組

### <市町>

- 地域防災計画の見直し（洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路、防災訓練として行う雨水出水に係る避難訓練の実施、区域内にある地下街、要配慮者利用施設等の名称及び所在地）

### <要配慮者利用施設の所有者>

- 避難確保計画の作成、避難訓練の実施及び市町長への報告

# 報告事項5 水防資材ストックヤード

---

静岡県交通基盤部  
河川砂防局土木防災課

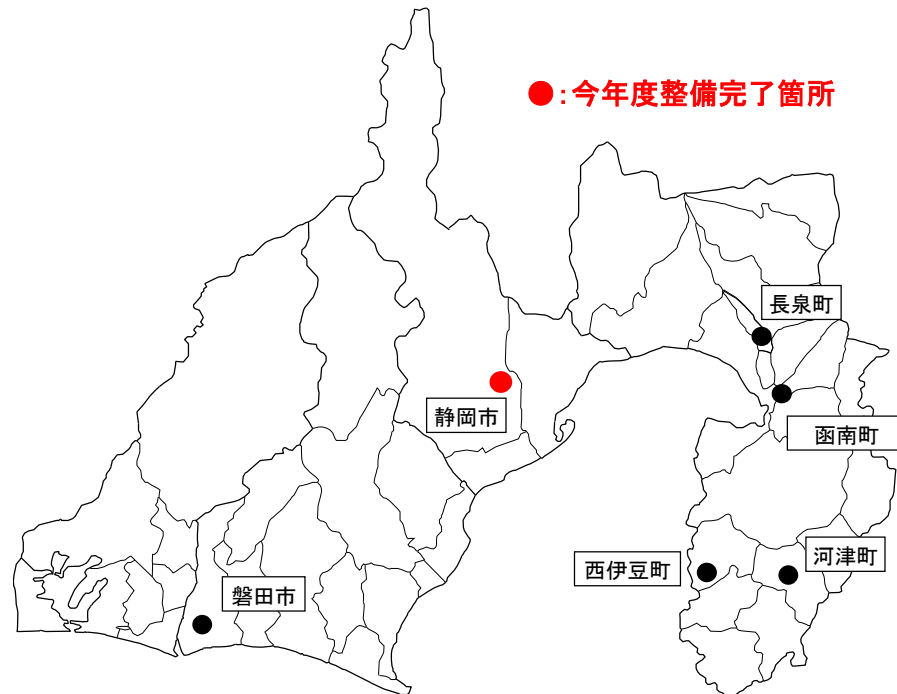


## <水防資材ストックヤード整備の背景>

- ・ 広範囲で甚大な被害が発生し、応急復旧対応で使用する大型資機材（コンクリートブロック等）が備蓄されていなかったため、直轄事務所から資材提供を受け対応した。
- ・ 令和5年台風第2号において、前年度に被災し、応急復旧した箇所が流失し、迅速な応急復旧や再度災害防止のための水防資材備蓄の重要性を再認識した。
- ・ 県内に大型資機材（コンクリートブロック等）を備蓄できる水防倉庫がない。

## 【整備の状況】

- ・ 賀茂・東部・中部・西部の4地区6箇所（中部地区のみ暫定）に整備（令和6年度）
- ・ 中部地区の1箇所（3箇所整備予定）に整備（今年度）



水防資材ストックヤード整備状況（令和7年度末時点）

赤字:今年度整備完了箇所

地域	事務所	箇所	資材
賀茂	下田土木	河津町（旧国道414号）	Coブロック（2t）N=238個 耐候性大型土のう袋N=50袋
		西伊豆町（（二）仁科川）	
東部	沼津土木	長泉町（（主）大岡元長窪線）	Coブロック(2t)N=200個、 対候性大型土のう袋N=200袋 砕石V = 300m <sup>3</sup> 水防倉庫（資材置場）N=2基
		函南町（県用地）	
中部	静岡土木	静岡市（（一）足久保川）	Coブロック(4t)N=80個 Coブロック(8t)N=31個
西部	袋井土木	磐田市（（二）太田川）	Coブロック(2t)N=200個、 対候性大型土のう袋N=400袋

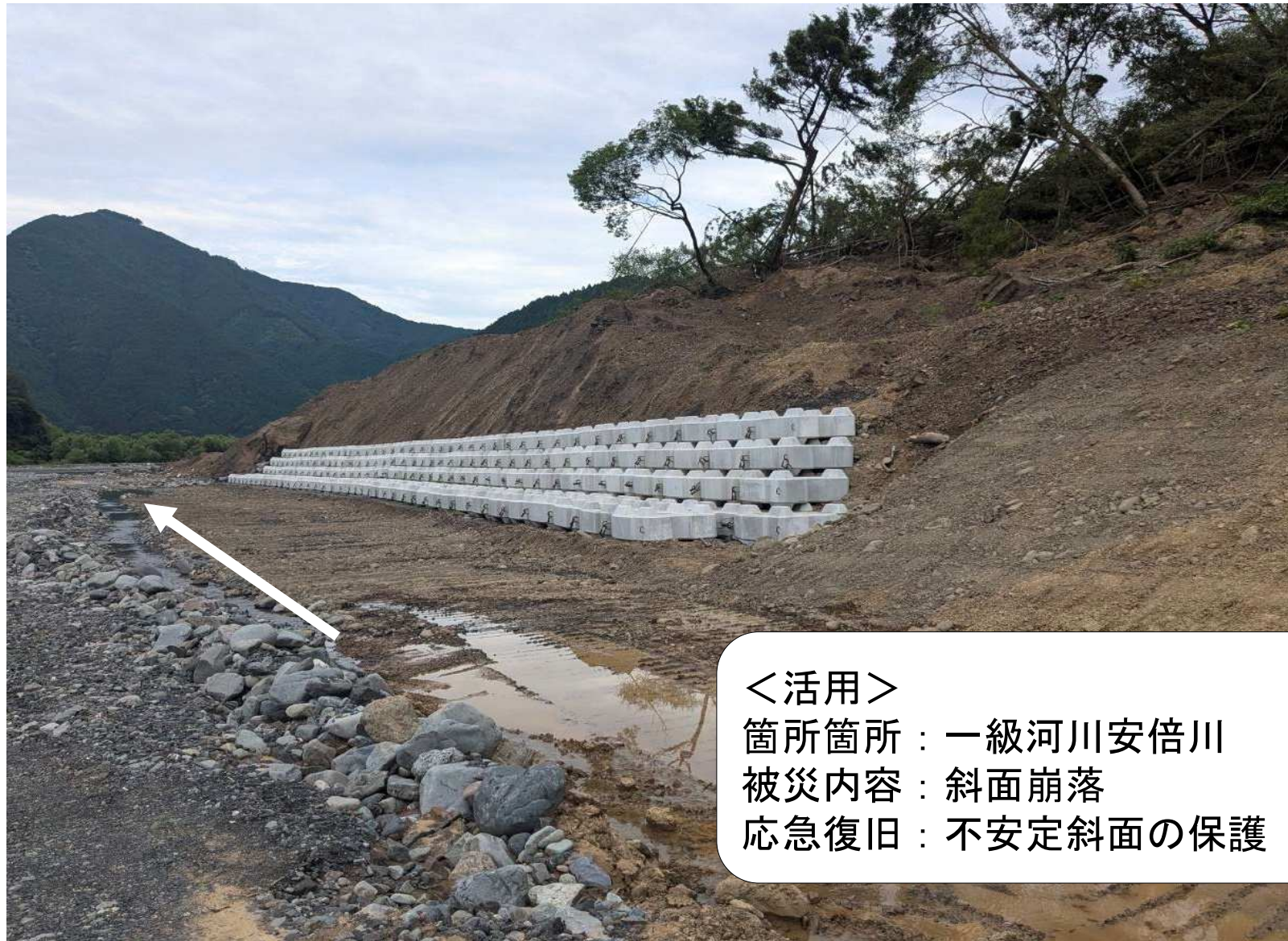
水防資材ストックヤード整備箇所位置図（令和7年度末時点）

## ＜令和7年度の実績＞

- ・ 中部地域では、3箇所の水防資材ストックヤードの整備を予定しており、今年度はそのうちの1箇所（一級河川足久保川）での整備を完了した。
- ・ 来年度は、引き続き残る2箇所（一級河川丸子川及び二級河川興津川）での整備を予定している。



水防資材ストックヤード整備状況（一級河川足久保川）



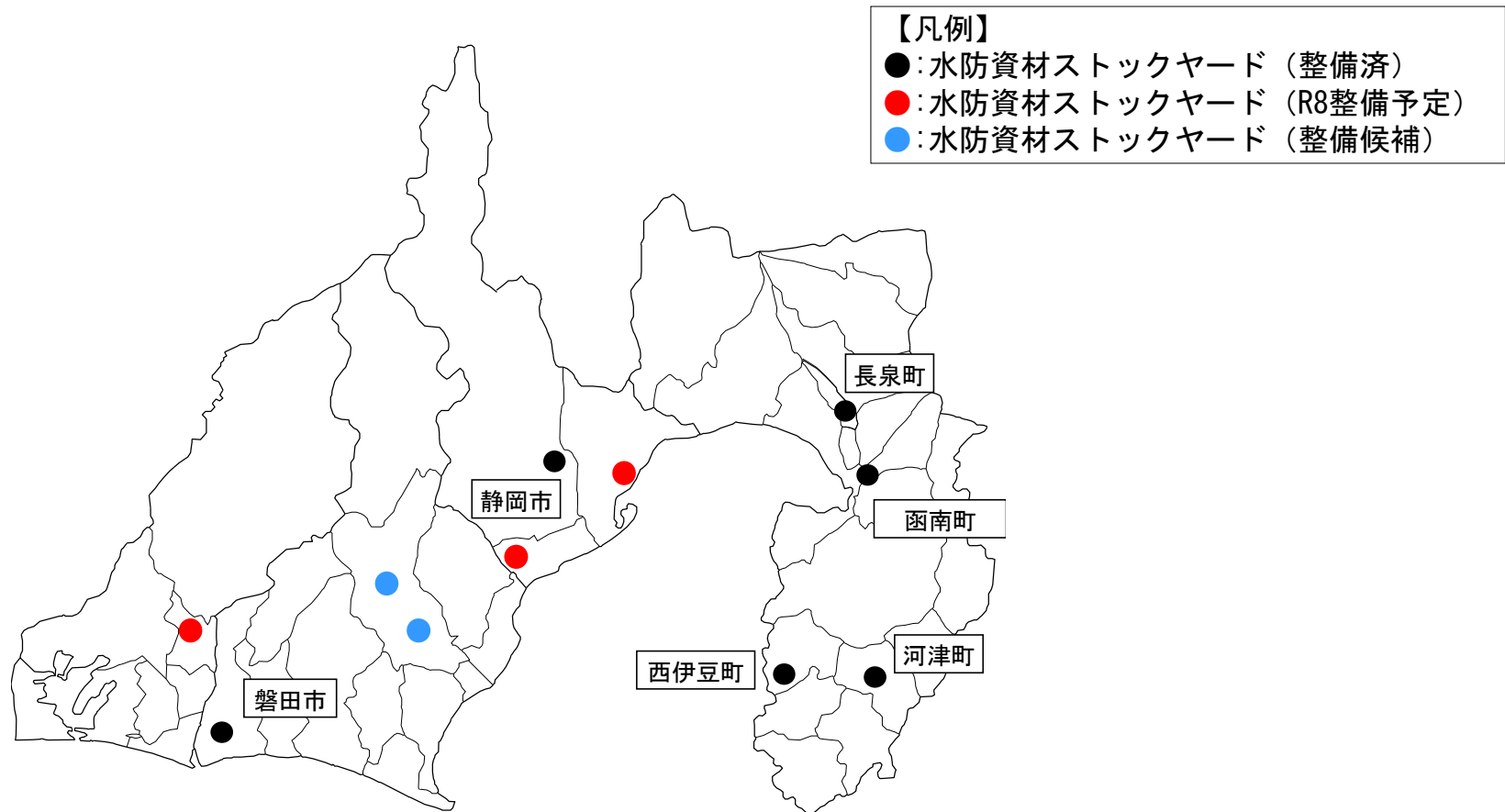
＜活用＞

箇所箇所：一級河川安倍川

被災内容：斜面崩落

応急復旧：不安定斜面の保護

- 中部地区で2箇所整備予定
- 空白域となっている大井川中流域及び北遠地区での整備を検討（北遠地区は整備予定）
- 静岡県GISで水防資材ストックヤードを掲載し、県関係者ほか、市町職員や建設業者等の活用を促す。（すでに水防倉庫が掲載済みであるため、連携の強化も期待できる）



水防資材ストックヤード整備箇所位置図（令和7年度末時点）